県外からの志願手続についての流れ（全国募集を除く）

1　申請者又は保護者は県外からの志願で大分県立高等学校入学者選抜を受験したい旨を在籍又は出身中学校長（以下「中学校長」という。）に相談する。

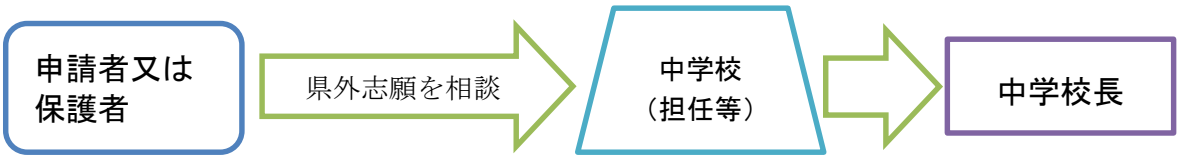

2　令和８年 11 月４日以降、中学校長は「大分県立高等学校入学者選抜実施要項」及び「各種様式」（願書等）**は大分県教育委員会のＨＰからダウンロードすることができます。**

3　中学校長は、申請者の提出書類に所定事項を記入した上で、申請期間内に大分県立高等学校志願許可審査委員会に提出。

※メールでの結果通知のため、返信用封筒は不要です。

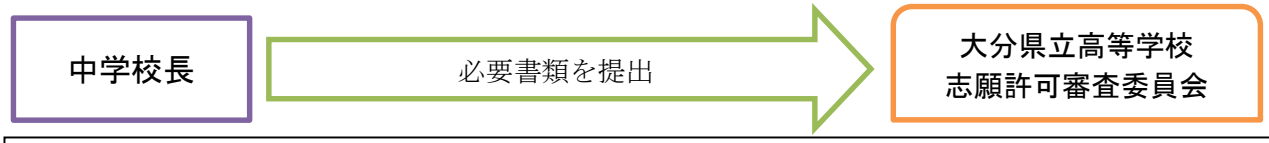

申請先
〒870-8503　大分市府内町３丁目 10－１　大分県教育庁高校教育課内
大分県立高等学校志願許可審査委員会　あて（「県外からの志願申請書在中」と朱書）

申請期間：第１期　令和８年 12 月７日（月）　～　令和８年 12 月 24 日（木）
（推薦入試等、一般入試に対応可）
第２期　令和９年　１月 14 日（木）～　令和９年１月 26 日（火）
（一般入試に対応可）

4　結果通知を第１期は令和９年１月 12 日（火）、第２期は令和９年２月１日（月）までに中学校長あて**メールにて通知**。



5　Web 出願システムにおいて、志願方法の選択時に「一家転住する志願」または「身元引受人を定めての志願」の内許可されたものが表示されるので、選択して出願する。※許可されていない、志願は表示されません。

県外からの志願手続について

１　出願に向けた事前連絡

県外隣接中学校（p45参照）以外の県外中学校においては、当該中学校を卒業する見込みの者又は卒業した者が大分県立高等学校を志願する場合は、原則**令和８年11月30日（月）**までに、当該中学校から大分県教育庁高校教育課担当(a31210@pref.oita.lg.jp)まで連絡し、Web 出願システムの利用について指示を受けてください。

その後新たに志願する者が出た場合は、速やかに上記連絡先にメールにて連絡してください。

２　申請を必要とするもの

県外の中学校を卒業する見込みの者又は卒業した者で、特別な理由により本県高等学校の全日制課程（**県外隣接中学校から許容する高等学校への志願者及び全国募集志願者を除く**）及び爽風館高等学校定時制課程（Ⅲ部のみを志願する者を除く）を志願する者は、出願する前に在籍又は出身中学校長を経て、入学志願許可を受けてください。なお、入学志願許可の申請は、次の（ア）又は（イ）の場合で申請手続きが異なるので注意してください。

（ア）大分県に一家転住する場合

（イ）大分県に居住する身元引受人を定め、志願者のみが大分県に転住する場合

ただし、（イ）は以下のいずれかに該当する者に限ります。

・大分・別府両市以外の高等学校を志願する者（全国募集志願者を除く）

・推薦入試の【活動指定あり】の出願要件で大分・別府両市の高等学校を志願する者（ただし、本申請は推薦入試の受験に限るものとし、一般入試での大分・別府両市への出願は認められない。）

・帰国・外国人生徒特別入試で別府翔青高等学校を志願する者（ただし、本申請は帰国・外国人生徒特別入試の受験に限るものとし、一般入試で同校を受験することは認められない。）

・芸術緑丘高等学校音楽科を志願する者（全国募集志願者を除く）

・居住する都道府県に芸術科を有する高等学校がないなどの理由により、芸術緑丘高等学校美術科を志願する者

２　志願できる高等学校

上記（ア）の場合は転居地による通学区制限はありません。（イ）の場合は上記のとおりです。

３　県外からの志願申請に係る手続き等について

（１）書類請求

①　手続きは原則中学校長を経て行います。

②　中学校長は、次の方法で「大分県立高等学校入学者選抜実施要項」及び「各種様式」（願書等）を入手してください。

・大分県教育委員会のホームページからダウンロードする

「各種様式」は「令和９年度大分県立高等学校入学者選抜」の様式をダウンロードし、印刷は上質紙を使用してください。

（２）申請期間

第１期（推薦入試等、一次入試第一志願・第二志願に対応可）

令和８年 12 月７日（月）　～　令和８年 12 月 24 日（木）

・　受付は午前９時から午後４時までとする。ただし、申請最終日は午前９時から正午までとし、土曜日及び日曜日は受付をしません。

・　郵送の場合は**「書留」**とし、申請期間内に**必着する必要**があります。

第２期（一次入試第一志願・第二志願に対応可）

令和９年１月 14 日（木）　～　令和９年１月 26 日（火）

・　受付は午前９時から午後４時までとする。ただし、申請最終日は午前９時から正午までとし、土曜日及び日曜日は受付をしません。

・　郵送の場合は**「書留」**とし、申請期間内に**必着する必要**があります。

（３）申請先

大分県立高等学校志願許可審査委員会

（〒870-8503　大分市府内町３丁目 10－１　大分県教育庁高校教育課内）

（４）申請手続

①　申請者の行う手続

（ア）大分県に一家転住する場合

申請者は、次の表に示す関係書類を在籍又は出身中学校長を経て、第１期又は第２期の申請期間内に大分県立高等学校志願許可審査委員会に提出しなければなりません。

大分県立高等学校入学志願許可願（様式５号の１）	申請者全員

なお、入学の際は、入学式の４日前まで（土曜日又は日曜日の場合はその前日又は前々日の金曜日まで）に志願者及び保護者が大分県内に住所を有していることが証明できる住民票を入学する高等学校長に提出してください。

（イ）大分県に居住する身元引受人を定め、志願者のみが大分県に転住する場合

申請者は、身元引受人を設定し、次の表に示す関係書類を在籍又は出身中学校長を経て、第１期又は第２期の申請期間内に大分県立高等学校志願許可審査委員会に提出しなければなりません。

なお、身元引受人とは、志願者の在学中、保護者とともに志願者の日常生活に責任をもって関わり、緊急時には保護者に代わって対応できる成年者とします。原則、一人が複数の志願者及び高等学校在籍者の身元引受人となることはできません。ただし、兄弟姉妹など生計を一にする複数の志願者及び高等学校在籍者についてはこの限りではありません。また、旅館業法の「下宿営業」の営業許可を受けている者は、下宿・学生寮に居住する複数の志願者及び高等学校在籍者の身元引受人になることができます。

大分県立高等学校入学志願許可願（様式５号の１）	申請者全員
身元引受書（誓約書）（様式５号の２）	申請者全員
身元引受人の現住所（大分県内）の住民票	申請者全員

なお、入学の際は、入学式の４日前まで（土曜日又は日曜日の場合はその前日又は前々日の金曜日まで）に志願者が大分県内に住所を有していることが証明できる住民票を入学する高等学校長に提出してください。

②　中学校長の行う手続

中学校長は、①の申請者の提出書類に所定事項を記入した上で、第１期又は第２期の申請期間内に大分県立高等学校志願許可審査委員会に提出してください。

（５）結果通知

第１期は**令和９年１月 12 日（火）**までに、第２期は**令和９年２月１日（月）**までに、在籍又は出身中学校長あてに**発送します**。

４　その他

（１）申請や出願などの諸手続きは、在籍又は出身中学校長が行ってください。

（２）他都道府県の公立高等学校との併願はできません。

（３）高等学校長は、出願について虚偽の記載等不正の事実が判明したときは、入学許可後においても当該許可を取り消すことがあります。

（様式５号の１）［日本産業規格Ａ４］

大分県立高等学校入学志願許可願

令和　　年　　月　　日

大分県教育委員会教育長　殿

志願者氏名
保護者氏名

下記の事情により、大分県立高等学校入学者選抜を受験したいので、許可くださるようお願いします。

記

志願者	ふりがな 氏名			
	現住所			
保護者	ふりがな 氏名		志願者との関係	
	現住所			
出願予定の高等学校名				
転居予定の市町村				
(注) ふりがな 身元引受人氏名			志願者との関係	
許可を必要とする理由	**具体的に詳しく記入してください。** （例）父の転勤（令和９年４月１日付け）に伴い、志願者は中学校卒業後、大分県内に一家転住予定			

（注）大分県に一家転住しない場合に記入すること。

上記のとおり相違ないこと及び貴県以外の公立高等学校を志願していないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

中学校名

所在地（〒　　－　　）

電　話　　校長名　　㊞

見本

（様式５号の２）［日本産業規格Ａ４］

身元引受書（誓約書）

令和　　年　　月　　日

大分県教育委員会教育長　殿

私は、（志願者氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が大分県立高等学校に入学した場合、その身元引受人として、志願者の在学中、保護者とともに志願者の日常生活に責任をもって関わり、緊急時には保護者に代わって対応することを誓約します。

見本

身元引受人氏名　　㊞

ふりがな 身元引受人氏名	
身元引受人住所	
連絡先（電話番号）	
志願者との続柄・間柄等	

大分県立高等学校への県外からの志願についてのQ＆A

Q1. 大分県内に保護者の転勤が決まりました。県外志願許可申請をして大分県立高等学校を志願したいのですが、どうすればよいですか。

A1. 手続は、中学校長が行うこととなっています。まず、在籍もしくは出身中学校に相談してください。
転勤の場合、大分県立高等学校入学志願許可願（様式5号の1）を申請期間内に大分県立高等学校志願許可審査委員会に申請して、許可を受ける必要があります。

Q2. 実施要項と願書はどのように請求すればよいですか。

A2. 11月4日から配布します。原則、中学校を通して請求してください。中学校長あて返信用封筒（角 2形、510 円分の切手を貼付）を同封し、下記住所に送付して下さい。

〒870-8503　大分市府内町 3-10-1 大分県教育庁高校教育課
（封筒表面に「高校入試実施要項請求」と朱書）

Q3. どんな場合に県外志願許可が必要ですか。

A3. 県外の中学校を卒業見込または卒業した者で、大分県立高校の全日制課程または爽風館高校定時制課程のⅠ部・Ⅱ部を志願する場合です。ただし、県外隣接中学校から許容する高等学校への志願及び全国募集志願を除きます。

Q4. 志願者の高校進学を機に持ち家（実家）に戻りたいと思います。父親は県外単身赴任です。志願許可を受けることができますか。

A4. 保護者一人（どちらか一方）が大分県内に転居予定であれば、「大分県立高等学校入学者選抜実施要項」を参照して、県外志願許可申請を行ってください。合格後、指定された期日までに志願者及び保護者が大分県内に住所を有していることが証明できる住民票を提出する必要があります。志願者のみが大分県に転居する場合は、大分県在住の身元引受人を設定して県外許可申請をする必要があります。なお、この場合すべての県立高等学校を志願できるわけではないので注意してください。詳細は「大分県立高等学校入学者選抜実施要項」p.44、又は HP の「R09 県外からの志願手続き」をご覧ください。

Q5. 志願者のみ県内の祖父母の家に転居して、大分県立高等学校を受験することはできますか。

A5. 保護者が大分県外に居住し、志願者のみが大分県に転居する場合は、 大分県在住の身元引受人を設定して県外許可申請をする必要があります。なお、この場合すべての県立高等学校を志願できるわけではないので注意してください。詳細は「大分県立高等学校入学者選抜実施要項」p.44、又は HP の「R09 県外からの志願手続き」をご覧ください。

Q6. 県外志願許可を受けて、大分県立高等学校に出願するためには、いつまでに大分県に転居する必要がありますか。

A6. 大分県内に住所を有していることが証明できる住民票を提出しなければならない指定された期日までに転居することが必要です。

Q7. 申請時に大分県内在住の住民票を提出する必要がありますか。

A7. 申請時に大分県内に転居しておく必要はありませんので、申請時の住民票提出は不要です。

Q8. 各高校に県外からの合格を制限する枠があるのですか。

A8. 県外許可申請を行って受験する場合は、合格を制限する枠はありません。一方、県外許可申請の必要がない全国募集については、各高校で募集人員が決まっています。詳細は「大分県立高等学校入学者選抜実施要項」で確認してください。なお、県外隣接中学校からの志願については、在籍する中学校にお問い合わせください。

Q9. 大分県には通学区による受験校の制限がありますか。

A9. 一家転住による県外からの志願については、居住地による制限はありません。ただし、身元引受人の設定による県外からの志願については、すべての県立高等学校を志願できるわけではないので注意してください。詳細は「大分県立高等学校入学者選抜実施要項」p.44、又は HP の「R09 県外からの志願手続き」をご覧ください。

Q10. 県外の中学校を既に卒業し、現在、大分県内で生活しています。そのような場合も県外志願許可申請が必要ですか。

A10. 県外志願許可申請が必要となります。出身中学校に相談してください。

Q11. 海外から大分県立高等学校を志願したいのですが、どうすればよいですか。

A11. 8:30～17:15の間で大分県教育庁高校教育課高校改革推進班（下記問い合わせ先）に連絡してください。

Q12. 大学生の兄弟姉妹が大分県に住んでいます。保護者は県外在住ですが、大分県立高等学校を志願することはできますか。

A12. 保護者が県内に転居せず、志願者のみが大分県に転居する場合、身元引受人の設定により可能となります。身元引受人は、志願者の在学中、保護者とともに志願者の日常生活に責任をもって関わり、緊急時には保護者に代わって対応できる成年者としています。この条件を満たす身元引受人がいれば、志願は可能ですが、すべての県立高等学校を志願できるわけではないので注意してください。詳細は「大分県立高等学校入学者選抜実施要項」p.44、又は HP の「R09 県外からの志願手続き」をご覧ください。

Q13. 県外志願許可申請が不要な場合はありますか。

A13. 不要な場合は以下の通りです。

- 県外で生活しているが、県内の中学校を卒業する見込み又は卒業した場合
- 中津南高校耶馬溪校環境・社会共生科、安心院高校普通科、国東高校全学科、芸術緑丘高校音楽科、久住高原農業高校農業科、日田林工高校林業科の全国募集枠へ志願する場合
- 県外隣接中学校からの志願者が許容する大分県立高校を受験する場合
- 定時制高校または爽風館高校のⅢ部のみを志願する場合

Q14. 大分県以外の都道府県の公立高校と併願することはできますか。

A14. 大分県立高校と他都道府県の公立高校との併願はできません。

本件お問い合わせ先
大分県教育庁 高校教育課 高校改革推進班
TEL097－506－5617
Email a31210@pref.oita.lg.jp